

5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全等

(1) 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進

国有林野事業では、民有林と連携することで事業の効率化や森林経営管理制度の導入に資する区域については、間伐等の森林施業を連携して行うことを目的とした「森林共同施業団地」の設定を推進しています。

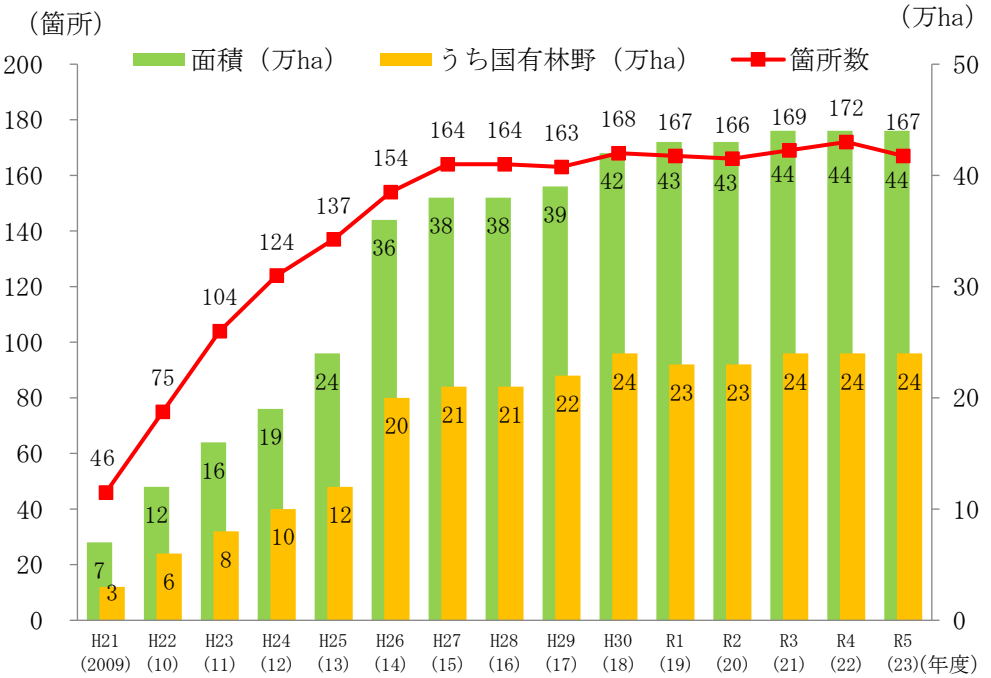
令和6(2024)年3月末現在、全国で167か所に団地を設定しており、国有林野と民有林野を連結した路網の整備、計画的な間伐、現地検討会の開催等を通じた民有林関係者への技術普及に取り組むとともに、国産材の安定供給体制の構築に資するよう、路網や土場の共同利用、民有林材との協調出荷等を進め、地域における施業集約化の取組を支援しています。



民有林への貢献

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/ryuiki/index.html

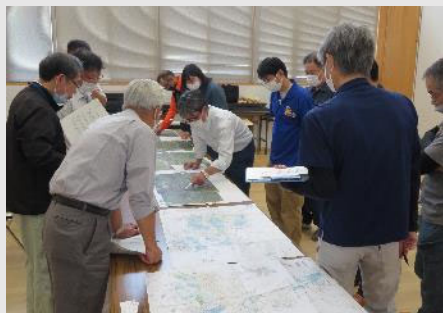
図－９ 森林共同施業団地の現況



- 注 1 : 各年度末現在の数値であり、事業が終了したものは含まない。
- 2 : 令和 4 (2022) 年度に 4 か所で事業が終了、2 か所で森林共同施業団地を統合し、令和 5 (2023) 年度に新たに 1 か所で森林共同施業団地を設定 (897ha うち国有林野 845ha) して事業を開始。

事例 26 民有林と連携した路網の整備等に向けた森林整備推進協定の締結

(四国森林管理局 愛媛森林管理署)



- 愛媛県^{きほくちよう}鬼北町^{なんよ} 南予森林管理推進センター会議室
- 共同施業団地設定に向けた打合せ
(令和5(2023)年10月)



- 愛媛県^{きほくちよう}鬼北町
- 協定調印式の様子
(令和6(2024)年3月)

愛媛森林管理署、^{きほくちよう}鬼北町^{ちかなが}及び近永地区町有林管理組合は、町有林と国有林が連携して効率的な森林整備を行うため、令和5(2023)年度に、「鬼北町奈良地区森林整備推進協定」を締結し、総面積204haの森林共同施業団地を設定しました。この協定に基づき、令和6(2024)年度から連携して林道や森林作業道の開設・修繕等を行い、効率的に森林整備や木材搬出を行うこととしています。

なお、この協定は同署と愛媛県南予地方局の森林総合監理士が連携して検討を行ったことで実現し、愛媛県内で初めての町有林を対象とした森林共同施業団地の設定となりました。

また、鬼北町は今回設定した森林共同施業団地周辺の私有林について、今後、次期協定において協定対象地に組み込むことを念頭に、森林経営管理制度に伴う意向調査を踏まえて集約化や森林経営計画作成の促進を行うこととしています。同署としても森林経営管理制度の推進に資するため、引き続き、民有林と連携した効率的な森林整備を進めていきます。

（２）公益的機能維持増進協定制度の活用

国有林野に民有林野が隣接・介在し、民有林野で間伐等の施業が十分に行われない地域や、国有林野で鳥獣、病虫害、外来種等の駆除を実施したにもかかわらず民有林野での対策が困難な地域など、国有林野が発揮している国土の保全等の公益的機能に悪影響を及ぼす場合があります。

このような場合、「公益的機能維持増進協定制度^{*}」により、森林管理局長が森林所有者等と協定を締結し、国有林野と一体的に民有林野の整備及び保全を実施しています。

本制度の活用により、令和６（２０２４）年３月末までに累計 ２０か所で協定を締結し、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための間伐や、世界自然遺産地域における生物多様性保全に向けた外来樹種の駆除等に取り組んでいます。



民有林への貢献

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/ryuiki/index.html#2

表－２２ 公益的機能維持増進協定の締結状況

概要	森林管理局	協定区域の管轄署等	協定数	協定面積
間伐等の 森林整備 の実施	関 東	天竜森林管理署	1	18ha
		塩那森林管理署	1	24ha
		日光森林管理署	2	157ha
		茨城森林管理署	2	65ha
合 計			6	265ha

注１：令和６（２０２４）年３月末現在の数値である。

２：計の不一致は、四捨五入による。

図－１０ 公益的機能維持増進協定制度のイメージ



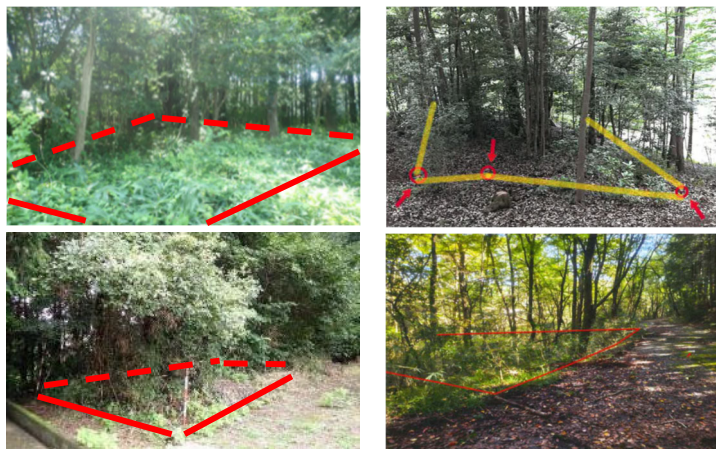
（３）相続土地国庫帰属制度への対応

所有者不明土地の発生の抑制を図ることを目的とした「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」が令和３（２０２１）年に成立し、相続等によって土地所有権を取得した者が、その土地を国庫に帰属させることを可能とする相続土地国庫帰属制度の運用が令和５（２０２３）年４月から開始されました。

制度の運用にあたり、申請地が登記地目等で森林とみなされる場合には、森林管理局・署等が法務局による要件審査に協力するとともに、森林が国庫に帰属することとなった場合には、森林管理署等が管理等を行います。

令和５（２０２３）年度末までに、登記地目が山林の申請は２８０件あり、順次審査が行われています。なお、同年度末現在で、６件が国庫に帰属しました。

図－１１ 国庫に帰属された森林の例



注：線で囲まれた部分が国庫に帰属された森林。

事例 27 相続土地国庫帰属制度の適切な運用に向けた協力 (中部森林管理局)



- ・岐阜県 国庫帰属森林
- ・（左）国庫帰属した森林の様子（令和５（２０２３）年７月）
- （右）実地調査の様子（令和５（２０２３）年７月）

中部森林管理局では、岐阜地方法務局が受け付けた申請について、書面調査に協力するとともに、令和５（２０２３）年７月に法務局が行った実地調査に同行し、国庫帰属の要件審査に協力しました。今回審査対象となったのは、岐阜県に所在する面積約 0.03ha の森林で、法務局による審査の結果、国庫に帰属し、東濃森林管理署が管理することになりました。

今後も実地調査や書面調査を通じて法務局の審査に協力し、所有者不明土地の発生の抑制に貢献していきます。